

お 知 ら せ

令和9年度分 軽油引取税免税証（農業用）交付申請の集合（仮）受付について

- 農業用免税軽油制度は、法律上、令和9年3月31日で終了することとなっておりますが、制度が継続された場合に対応するため、令和9年度使用分の免税証交付申請の（仮）受付を行います。免税証の交付を希望される方は、必要書類をご用意の上、下記の会場で申請手続きをしてください。
総合県税事務所仙北支所での（仮）受付は、令和9年2月1日（月）から行う予定です。
- 制度が継続されない場合免税証は交付できません。制度が継続された場合は、4月上旬に免税証をお渡しする予定です。
- 窓口に来所して申請を行うほか、郵送での申請も受け付けております。
郵送申請の受付期間は、令和8年12月1日（火）から12月31日（木）までとなります。（消印有効）
郵送申請の際は、切手を貼った返信用封筒も同封してください。
- 詳細は「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください。（コンテンツ番号：66308）
左下のQRコードからもアクセスできます。

●集合受付日程

地 域	受 付 日	時 間	会 場
田沢湖・西木地区	令和8年11月4日（水）	午前10時～午前11時30分 午後1時～午後2時30分	仙北市角館交流センター （多目的ホール）
角館地区	令和8年11月5日（木）		

※ 地域ごとの区分は混雑分散が目的ですので、指定日程の都合が悪い場合は、別の日にちにお越しただいて構いません。

※ 午前の受付よりも、午後の受付の方が混雑が少なく、比較的短い時間で手続きをすることができます。

※ 皆様の待ち時間短縮のため、書類は記入の上でお越しくださるよう御協力をお願いします。
（書き方がわからない場合でも、住所・氏名・連絡先はあらかじめ記入してください。）

●注意事項

- ① 申請に必要な書類については、前回免税証交付時にお渡しした「農業用免税証交付申請の手続きについて」または「美の国あきた（県ウェブサイト）」をご覧ください（コンテンツ番号：7689）。右下のQRコードからもアクセスできます。
各書類は課税第二課及び県税事務所各支所で配布しています。また、一部を除きウェブサイトよりダウンロード可能です。
- ② 申請内容・書類に不備があり、連絡がつかない等の場合、希望どおりの交付にならない場合がありますので、申請書に **日中連絡のつく連絡先を必ず** 記入してください。
- ③ 集合受付時に報告書の提出が間に合わない場合は、前回交付した免税証の有効期限（＝報告対象期間の末日）から1か月以内に提出をお願いします。（集合受付時に必ずしも提出しなくてよく、後日の提出となっても構いません。）

●QRコード



【令和9年度分 軽油引取税免税証（農業用）の
交付申請の受付について】（コンテンツ番号
66308）のQRコード



【農業用免税軽油の申請手続きについて】
（コンテンツ番号7689）のQRコード